

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）

午前9時28分～午前9時55分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 河 本 芳 久 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長

竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委 員

西 岡 晃 委 員 山 中 佳 子 委 員

高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員

馬屋原 眞 一 委 員

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長

大 塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長

大 野 義 昭 総 務 部 次 長 細 田 清 治 総 務 部 次 長

三 浦 洋 介 市民福祉部長 杉 原 功 一 市民福祉部次長

竹 内 正 夫 財 政 課 長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（河本芳久君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。本委員会に付託されました市長提出議案3件につきまして、審査したいと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号美祢市行政組織条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第61号は、美祢市行政組織条例の一部改正についてであります。議案書が61ページの1、参考資料が1から5ページになります。

御承知のとおり、本年度は、第1次美祢市総合計画後期基本計画がスタートし、重要プロジェクトであります、トリプルエンジンに定住促進を加え、人口減少対策及び市民が安全・安心に暮らせる、活力あるまちづくりを推進する施策を展開しているところであります。

また、新たに人口減少と地域経済縮小の克服を目的とする施策を盛り込んだまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとなっております。

この計画策定は全庁を挙げて取り組むこととなるため、策定を担当する総合政策部に、現在、市長統合戦略局が所管している、各部局の調整を行う政策調整機能に移管することで、総合的に重点プロジェクト及びまち・ひと・しごと創生に関する施策・事業を推進できる体制とします。

また、移住希望者向けのワンストップ窓口として、IJU推進室を企画政策課内に設置し、人口定住対策に取り組んでまいります。

さらに、より効率的でコンパクトな行政組織とするため、市長統合戦略局が持っている秘書業務を総務課に移すことにより、市長統合戦略局を廃止することとし、所要の改正を行うものであります。この条例は、平成27年7月1日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでよろしいですか。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、御意見なしということで、議案第61号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号美祢市税条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より、説明を求めます。細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 議案第62号、美祢市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。議案62-1ページをお開きください。参考資料は、6ページからとなります。

本議案の主な内容としましては、市たばこ税の旧3級品の製造たばこの、わかば、エコー等6銘柄について、特例税率を廃止するものであります。

これは、特例税率により税率を軽減されている旧3級品について、たばこの消費を抑制するため、平成22年10月のたばこ税の税率の引上げに伴う小売価格の値上げ以降、一般の紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている旧3級品の販売数量が急増傾向にあり、旧3級品を取り巻く環境が変化してきております。

このため、一般紙巻きたばこの税率の整合性を持たせるとともに、たばこの消費を抑制し健康保持等のため、特例税率を廃止するものであります。

この改正の施行日は平成28年4月1日で、激変緩和等の観点から28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率を引上げ、特例税率の縮小、廃止を行うものであります。

次に、マイナンバー法施行に伴い申請書等に、個人番号又は法人番号等の規定を整備するものであります。この改正の施行日は平成28年1月1日となります。

次に、軽自動車税に関する減免申請の期日を「納期限前7日」までを県税の自動車税の減免申請と同様に「納期限」までとする所要の改正を行うものであります。この改正は、条例の公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 聞き漏らしたんかもしれませんが、参考資料の１５から１７の、市民税と固定資産税の経過措置は——と軽自動車税の……ちょっとすいません、お願いいたします。経過措置、どのようなことがあったのか。

○委員長（河本芳久君） もう一遍よく質問事項確認して。

○委員（三好睦子君） たばこ税の説明はよく分かったんですが、市民税と軽自動車、固定資産税について、説明をすいません、お願いしていいでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 今質問分かりましたか。もう一遍あの……。

○委員（三好睦子君） すいません。参考資料——あれはわかりましたよ。

○委員長（河本芳久君） 何が。

○委員（三好睦子君） 参考資料の中で、１５ページに市民税に係る——１５ページの中ほどですが、市民税に関するということと、それから１６ページに固定資産税に関するっていうことはどのようになったか、その１７ページのたばこ税についてはよく分かったんですが、どのように変わるんでしょうか。

○委員長（河本芳久君） それであの、マイナンバー法制度施行に伴う問題と軽自動車税に係る改正というのをもう一遍ちょっと説明を……。はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 市民税と軽自動車、固定資産の経過措置でございますが、法の施行日まで、若干２８年１月１日とか４月１日とかありますので、それまで従前のかたちで、これまでどおり、それまでは施行してやっていくということで、この経過措置が載っているものと思っております。

以上です。

別段ですね、この税法の条例の改正には——内容には関係ございません。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他、質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、内容的に見て深い内容ではないんですけど、今回たばこ税に関してですね、この紙たばこ、この三級品について、三級品だけであって、たとえばどういったたばこの種類なんか、多分エコーとかそういった種類のたばこだと思いますけど、何種類ぐらいで、どういった……書いちゃったかいね。

○委員長（河本芳久君） はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 先ほど、説明の中で６種類で一部ほど若干申しあげましたが、その６種類を申し上げたいと思います。６種類の銘柄でございますが、わ

かば、エコー、ゴールデンバッド、バイオレット、うるま、しんせいの6種類でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 6種類。なんか昔聞いた名前のね、種類です。私思うんですよ。あの……今まで結構……なんていいですかね、たばこでセブンスターとか吸っておられる方が、いつのまにかエコーを吸っておられたんですよ。そういったところを見るとですね、たばこ税が……なんといいいですか、高くなったから、まあこういった、安いね、三級品のたばこで対処されているなど感じております。

それですね、今回こういった三級品のたばこ税の税率が変わることによって、今後たばこ税の入ってくる税収というものの、変化については、どのように見てるかその辺についてお尋ねしたいと思っています。

○委員長（河本芳久君） はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） ただいまの御質問ですが、今回の税率の改正というのは、国民の健康保持のため、たばこの消費を抑制することが目的ですので、仮にですね、仮に今の三級品がですね、4年後に同じ本数が美祢市で売れていて、本数に変わりがないとしたらですね、600万程度の増収になります。ただし、目的はですね、たばこの抑制ということですので、その辺がちょっとありますが、一応600万程度になります。

○委員長（河本芳久君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、話題にもなりましたが、たばこですね、たばこ税、これはあの……今健康のためと言われましたが、実際はそうではないと思いますが、国民というか……皆収入が減って、なにか儉約をしなければやっていると。たばこをやめるにはなかなかやめられないと。それでとりあえず安いたばこで、儉約していこうかなと傾向の表れで、今の三級品ですかね、あれがよく売れたということだと思います。よく売れるので税収を上げようっていうようなことには賛成できません。

それと、個人にナンバーをつけるということですが、番号を付けるということですが、来年１月からの実施予定のマイナンバーの実施のための準備と思ひまして、反対をいたします。御存じのように、今回、年金情報が漏れて本人なりすまじや、さまざまな手口で振り込み詐欺など、多く問題が発生しています。年金情報よりも大量となる個人情報の塊、これがマイナンバーが流出すると、法人といえども情報が漏れて運営にも支障をきたすと思ひます。年金の流出以上に問題が深刻化すると思ひますので、反対の意見を述べさせていただきます。反対です。

○委員長（河本芳久君）　今、本案に対する意見がございましたが、その他、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数により、よって議案第６２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６３号美祢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案第６３号美祢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。議案書の６３－１をごらんください。

地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月に公布され、これにより国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成２５年１２月に公布し、平成２９年１月１日から施行するものとしておりましたが、このたび、その一部に施行期日の特例を設ける必要が生じたことにより、所要の改正を行うものであります。

机の上に配付しております、Ａ４の新旧対照表をごらんください。右の現行の欄の２行目でございます。「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めとありますが、この部分についてのみ平成２８年１月１日からの施行にするものでございます。右の改正の欄ですが、不足の下線部分を追加記載し、この条例を公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） これで配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改めると
いうことでどのような変化が生じるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） この詳しい内容といたしましては、このものにつ
きましては、租税条例に関係するものでございます。その租税条例といいますのは、
所得税、法人税、地方税等が二重の課税を行わないようにということで二つの国、
日本とほかの国でございますが、そういう国との間で、条例を定めるものでござい
ます。現在50を超える国と条例を定めて——失礼いたしました。条約でござい
ますが、定めております。

この中で、こちらでいいます、特定公社債の利子というものでございますが、こ
の利子について、今までは源泉徴収だったということで特に所得税とかに影響がな
く、国保税についても影響がなかったものなんです、これを申告分離課税とする
ことによりまして、そのことで国保税に影響がでてきたものでございます。ですか
ら、これに該当される方がいらっしゃらなければ、ほとんど影響がないものでござ
いまして、その所得の種類が変わったということが主な改正でございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） その他、はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 影響がないと言われましたが、美祢市内で影響はないんでし
ょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） 先ほど申し上げましたが、租税条約というかたち
で、例えば外国にいらっしゃって——日本にいらっしゃいまして、外国の関係で
所得を得られた方たちが、税金をどちらから徴収するかという問題があります。こ
れにつきましては、私ども把握はしておりませんが、それほど多くの方が該当して
いないものと思っています。

以上です。

○委員長（河本芳久君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この63号に反対いたします。というのはですね、これは一部——美祢市におられないと、一部、本当に国レベルで、一部の大金持ち、この優遇政策なので反対いたします。

○委員長（河本芳久君） ちょっと、意見はあるんですか、ないんですか。意見を言ってください。

〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） ちょっとあの……ただ意見なしでということじゃ、挙手でできませんから、ちゃんとした反対理由を説明してください。

○委員（三好睦子君） あの、今までは所得——配当所得だったのが利子所得と配当所得及び雑所得が合算されていくので、全体からみれば、これは（発言する者あり）反対の理由はそれです。

○委員長（河本芳久君） もう一遍、今の点を明確にしてください。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） 今の御質問ですが、こちらの内容につきましては、すでに平成29年1月1日から施行するということで決まっております条例でございますが、その中の一部のみを早く、1年早く、28年の1月1日からすることになりますので、今言われた、所得の変更についてはすでに決まっているということになります。それが1年早めて施行するということになったということです。以上です。

〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） もう一遍いま、すでに29年1月1日から施行するのを今回28年1月1日に改めると、こういうことですが。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 失礼しました。先ほど、この提案が——議案がありました。その説明の中で、配当所得と利子所得、配当所得及び雑所得に関することなんですが、この条例そのものが、大金持ちの優遇政策であることについて、私は以前に反対しておりますので、これが、施行日が29年1月1日だったのが前倒しで28年1月1日からということについて、このもとというものが、大金持ち優遇の政策で

反対をしておりますので、日にちが——施行日が早まったことについても同じ理由で反対をいたします。

○委員長（河本芳久君） はい分かりました。一応反対理由については御理解いただけたと思います。そのほか、御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する、他に意見はなしと認め原案のとおり決することに挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手多数により、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本会議で本委員会に付託されました、議案３件につきましては審査を終了いたします。

その他、委員のみなさん何か御発言がございましたら。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 十文字原の土地の利用の……土地活用というか利用というか、そのことが以前には、何回か討議をされていましたが、その後、経過とかに動きがありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） 執行部、この件について即答ができれば、どうぞ。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの三好委員の十文字原の活用についてのお尋ねですが、十文字原の活用につきましてですね、土地開発公社、解散に伴いまして、現在では総務部の監理課のほうで土地の管理は行っております。あと企業誘致とその活用については商工労働課と、それも含めて全庁的に推進しておるところであります。ホームページのほうにも掲載しておりますし、いろんな企業誘致の活動の中で、活用について民間企業等に対して、アピールを行っているところであります。

基本的には土地開発公社の時代に策定いたしました、活用事業計画に基づいて現在も推進をしておるところでございます。

残念ながら、何件かは問い合わせはきておりますが、具体的な事業計画が示されたものは今のところまだないという状況であります。引き続き、十文字原の活用についてはですね、推進を続けていかなければいけないということで、また全庁的にですね、さらに推進していくように考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。三好委員、今の回答でいいですか。ほか
にございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） ないようでしたら、これをもちまして、本委員会を閉会
いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前9時55分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月19日

総務民生委員長

河本芳久